

会計

施設管理者	テナント	項目
	○	23 レジ等の対面部はアクリル板等で遮断する。
	○	24 会計時には、現金、クレジットカードはコイントレイを介し、手袋を着用するか、受け渡し後には手洗い又は手指消毒を行う。または、電子マネー等の非接触型決済を行う。

該当しない	実施している

換気

施設管理者	テナント	項目
○		25 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律
○		26 建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
○		★ または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）

該当しない	実施している

トイレ

施設管理者	テナント	項目
○		27 トイレ使用後は、手洗いを実施するように掲示している。

該当しない	実施している

施設清掃・消毒

施設管理者	テナント	項目
○	○	28 ★ 他人と共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、界面活性剤を含有する洗浄剤等の適切なものを用いて定期的に消毒する。
○		29 手洗い場では、共用タオルの使用を中止し、ペーパータオルを設置する、または個人のタオル等の利用を促す。
○	○	30 従業員は、食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理を行う場合、手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手を洗う。
○		または、利用者自身で上記ごみ、おしぼり等の処理を行うよう掲示している。
○	○	31 ★ 従業員のロッカールームや控え室など定期的に清掃、換気し、共用物品は定期的に消毒する。

該当しない	実施している

従業員

施設管理者	テナント	項目
○	○	32 ★ 従業員は必ず出勤前に検温、体調確認を行う。
○	○	33 発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤を停止させる。
○	○	34 感染・感染の疑いがあるもしくは濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止している。（出勤を停止させる。）
○	○	35 常時マスクを着用し、咳エチケットの徹底、大声での会話は避ける。
○	○	36 休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、マスク着用、対面での食事を避けるなど感染防止対策を行う。
○	○	37 ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。
○	○	38 マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始前等、定期的に手洗い、手指消毒を実施する。

該当しない	実施している

チェックリストの作成・公表、独自対策

施設管理者	テナント	項目
	○	39 ★ 各テナントは、施設内のリスク評価を行ったうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒頻度などを定めたチェックリストを作成し、チェックリストによる毎日の確認について公表もしくは施設管理者へ提出している。
○		40 ★ 施設管理者は、各テナントにおける感染防止対策が実施されていることを認証基準39のチェックリストにて定期的に確認する。また、万が一、実施されていない場合には、指導を行うなど、継続的な感染防止対策の徹底に努める。
		店独自の感染予防対策を実施している。（具体的対策） ()

該当しない	実施している